

平成23年台風第12号に伴う土砂災害発生後の 土砂災害警戒情報の暫定的な運用について(和歌山県)

平成23年台風第12号に伴う豪雨により発生した大規模な土砂災害を考慮し、和歌山県において土砂災害が発生しやすくなっている市町村については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します

平成23年台風第12号に伴う豪雨により、和歌山県において大規模な土砂災害が発生しており、この周辺の市町村では、溪流や斜面に残った崩壊残土の流出等、今後のわずかな降雨により土砂災害が発生しやすくなっていることから、当分の間、和歌山県県土整備部と和歌山地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準の8割に引き下げた暫定基準を設けて運用します。

具体的には次のとおりです。

【通常基準の8割で運用する市町村】

田辺市、新宮市、那智勝浦町、古座川町、印南町、みなべ町、上富田町、白浜町、北山村

なお、引き続き降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

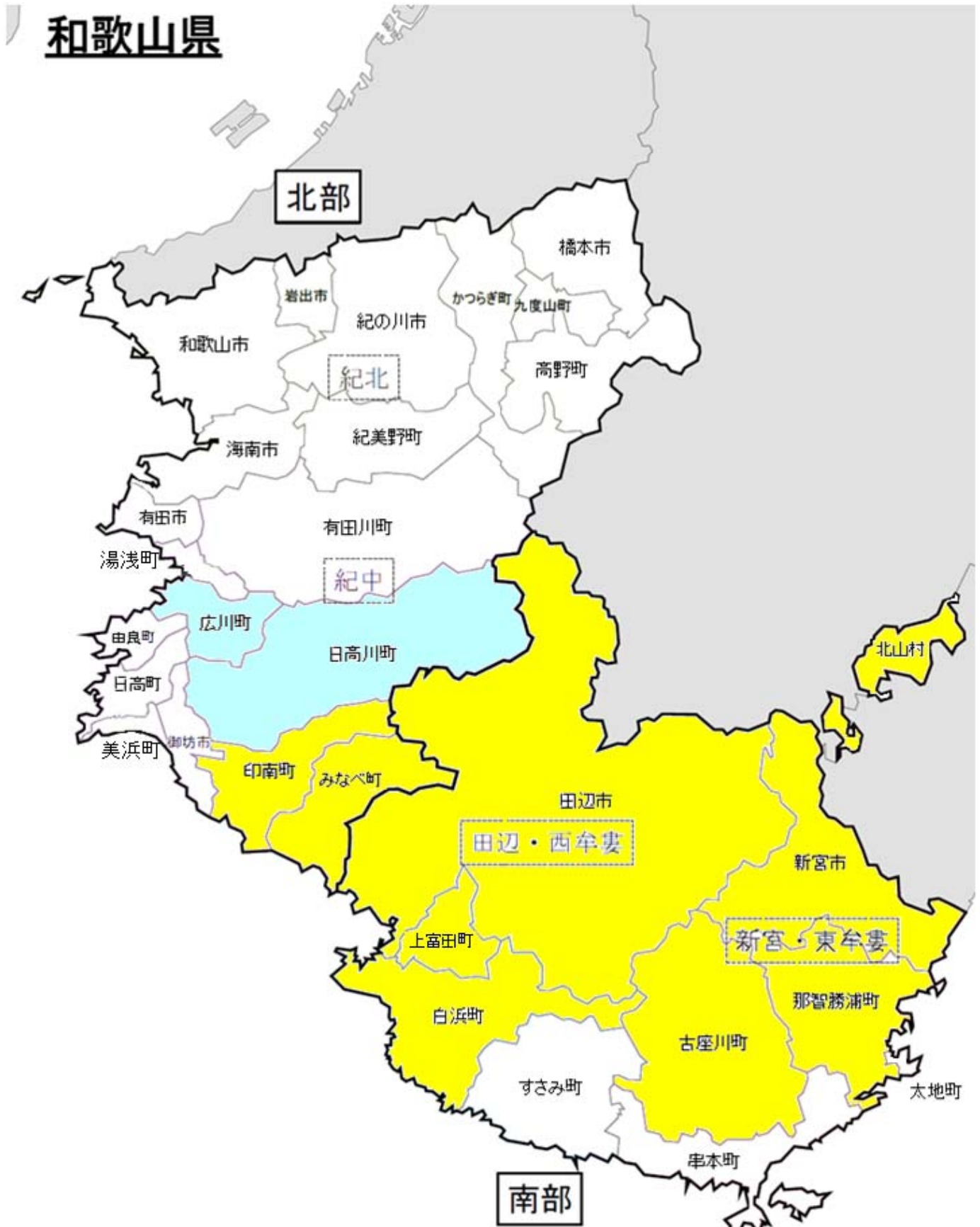
【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県県土整備部 河川下水道局砂防課 (073-441-3174)

和歌山地方気象台 防災業務課 (073-422-5348)

基準値を暫定的に変更する市町村

和歌山県



平成23年台風第12号の豪雨により、通常基準の8割に引き下げる市町村

平成23年7月5日に和歌山県北部で発生した地震により、既に通常基準の8割に引き下げている市町村